

豊橋市人材育成研修応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市人材育成研修応援補助金交付要綱（令和8年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第5条第1号の人材育成研修応援事業について必要な事項を定めるものとする。

(研修機関等について)

第2条 国や地方公共団体が実施する研修で要綱第3条第2号ア、ウ及びエに該当しないものは、本補助金の対象としない。

(研修受講の対象となる従業員)

第3条 要綱に定める従業員とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 雇用保険被保険者である者。
- (2) 雇用保険被保険者でないが（短時間勤務パートなど）、受講前2か月に勤務実績がある者。
- (3) 事業主であるが、研修で習得できる知識及び技能が必要である者。

(補助対象となる研修の例)

第4条 要綱第5条第1号アの生産性向上・事業拡大・D Xに関する研修（以下「生産性向上等に関する研修」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 生産性向上に関する研修

企業が提供する商品やサービスの価値を高めたり、業務を効率化しコストを削減するために受講する研修。（例：マーケティング研修、組織力強化のため研修、タイムマネジメントの研修、業務の効率化を目的とした研修等）

(2) 事業拡大に関する研修

新しい商品やサービスを開発し市場に提供するためだけでなく、既存商品やサービスの市場シェアを拡大するために受講する研修。（例：SNSを活用した集客・販路拡大の研修、営業力強化のための研修、新規事業開発の進め方を学ぶ研修等）

(3) D Xに関する研修

前2号に掲げる生産性向上や事業拡大を目的としてデジタル技術に関する技術・知識等を学ぶ研修や、D Xに関する一般教養を学ぶ研修。（例：生成A IやC h a t G P Tの活用研修、P o w e r B Iによるデータ分析研修、業務効率化のエクセル関数の活用研修、D Xの推進を学ぶ研修等）

2 要綱第5条第1号イの外国籍従業員向けビジネス日本語研修（以下「ビジネス日本語研修」という。）とは、母語が日本語以外の外国籍従業員に対する日本語研修という。

(補助対象外となる研修の例)

第5条 生産性向上等に関する研修及びビジネス日本語研修の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の対象としない。

- (1) 職務に間接的に必要となる知識及び技能を習得させる内容のもの（例：普通自動車運転免許

の取得のための講習等)

- (2) 職務を問わず職業人として共通して必要となる知識を習得させるもの(例: 接遇・マナー講習等社会人として基礎的な知識を習得するための講習等)
- (3) 趣味教養を身に付けることを目的とするもの(例: 話し方教室等)
- (4) 法令等において講習等の実施が義務付けられており、当該講習を受講しなければ業務を実施できないもの(例: 労働安全衛生法に基づく講習、道路交通法に基づき事業者に科せられる法定講習等)
- (5) 知識や技能の習得を目的としていないもの(例: 意識改革研修、モラル向上研修等)
- (6) 資格試験(研修を受講しなくても単独で受験して資格等を得られるもの)や適性検査として実施するもの
- (7) 従業員のメンタルヘルス対策の一環として行われるもの

(研修時間数について)

第6条 要綱第5条第1号の研修時間には、研修時間に付随するものとして次の時間を含めることができる。

- (1) 研修の合間にとる小休止に要する時間。ただし、上限時間は計60分とし、昼食等の食事に伴う休憩時間は含まないものとする。
- (2) 開講式および閉講式。ただし、上限時間は計60分とする。

2 前項の規定にかかわらず、eラーニング等オンデマンド研修については、研修時間に付随する時間を認めないものとする。

(交付申請の添付書類について)

第7条 要綱第7条の受講した研修の内容を確認できる書類は、研修募集等の詳細(研修機関等の概要・研修の目的・カリキュラム・日程・場所・金額等)が記載された、研修機関等が発行するパンフレット又は研修機関等の公式ホームページを印刷したものの写しとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に開始した補助対象事業について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。